

令和5年4月26日

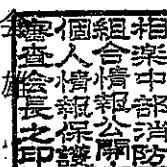
相楽中部消防組合

管理者職務代理者 堀 忠雄 様

相楽中部消防組合情報公開

・個人情報保護審査会

会長 曾崎



答 申

令和4年12月2日付けで貴職から受けた、令和4年10月21日付け公文書開示決定等期間延長に関する処分（相中消組発第111号）に関する令和4年11月7日付け審査請求に係る諮問について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとの諮問に係る諮問庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、相楽中部消防組合情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、令和4年10月21日付け相中消組発第111号により相楽中部消防組合管理者（以下「処分庁」という。）が行った条例第11条第2項に基づく公文書開示決定等期間延長に関する処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によると、概ね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件処分の理由を、①公文書が大量にある②個人情報の開示できない部分がある③受託業者にとって開示により営業上不利益になる部分があるとしている。
- (2) ①公文書が大量にあるについては、開示はCDで求めており、開示に時間を要しない。
- (3) ②個人情報の開示できない部分があるについては、建築計画概要書により設計者等の開示は閲覧により可能で、開示が予定されているため不開示の理由に該当しない。
- (4) ③受託業者にとって営業上不利益になる部分があるについては、基本構想はすでにホームページに全文掲載されており、基本計画で営業上不利益になる部分があると考えられない。
- (5) 不開示の部分のマスキングは、電子処理を行うと説明を受けたが、マスキング処理されたページが全体の69%を占めている。このような処理方法であれば短時間で処理を行うことが可能である。
- (6) 本件処分により、審査請求人は、相楽中部消防本部の建替えに係る費用を低減するための資料となると思われる基本計画書を検討する機会を侵害されている。

3 結論

以上の理由により本件処分は15日以内に開示しなければならないことから、情報公開法の規定に違反しており、通知は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 令和4年10月7日、請求人は、処分庁に対し、条例に基づき、開示請求に係る公文書の件名を「相楽中部消防組合消防本部（署）基本設計書の概要版はホームページに掲載されているが、設計内容を詳しく知りたいため基本設計書の全て」とする公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 令和4年10月21日、処分庁は、本件開示請求に対し、「公文書の件名」を「相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎建設工事建築等設計業務に係る基本設計図書

及び予備設計図書の全部」(以下「本件対象公文書」という。)と特定し、文書量が
多く開示する内容の精査及びその処理に時間を要することから、本件処分を行った。
なお、本件処分の決定通知書及び別の公文書開示決定処分の通知書は、令和4年1
0月21日付で、特定郵便で送付したが、同月24日に郵便受取拒否として返送さ
れた。

- (3) 令和4年10月24日、請求人は、本件開示請求とは別の公文書開示決定処分を
行った1件を相楽中部消防組合消防本部窓口において受取り、また郵便受取拒否し
た本件処分の決定通知書の封書を自ら開封し受取った。その際、本件処分の決定通
知書に記載する期間内に開示決定等を行うことができない理由として、文書の量が
多く開示する内容の精査及びその処理に時間を要するためと総務課職員から補足
説明を行った。
- (4) 令和4年11月30日、処分庁は、本件対象公文書に対して公文書部分開示決定
の処分を行った。
- (5) 令和4年12月1日、請求人は、前記(4)の決定通知書を相楽中部消防組合消
防本部窓口において受取った。

2 諮問庁の考え方

本件処分は、手続においても内容においても何ら違法・不当な点はない。したがっ
て、本件審査請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

3 理由

処分庁は、本件対象公文書開示には文書の量が多く開示する内容の精査及びその処
理に時間を要すると判断した。

処分庁が上記判断に至った理由は以下のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、1,902ページに渡るもので、量が膨大で開示する内容の
精査及びその処理に時間を要することは明らかであり、15日間で完了することは、
極めて困難である。また、開示方法の違いにより若干の時間短縮は見込めるが本件
処分を揺るがす程のものではないことから条例第11条第2項に基づく期間延長
を行うことに違法性はない。
- (2) 個人情報記載は多岐に渡り記載されており、本件対象公文書の全てを精査する
必要がある。精査の結果、設計者(一級建築士)の氏名は不開示としていない。
- (3) 請求人が、「基本構想は既にホームページで全文が掲示されており、基本計画で営
業上不利益になる部分があると考えられない。」と主張するものは、基本構想委託業

務の成果報告書であり本件対象公文書とは別のもので基本構想をより具体的にまとめた消防本部（署）新庁舎建設に係る設計図書等である。

業務受託者の地位を不当に害するおそれがある情報の有無については、技術的、商取引的に考えても本消防組合が独自で判断することは極めて困難であることから業務受託者に対して意見を照会することは妥当な行為と考える。

(4) 庁舎建設については、計画的に段階を追って事業を実施しており、現段階において建設費用の低減となる資料と考えるのは、一方的な考えで認められない。

また、未発注の工事等の予定価格を推測することのできる情報であり、公開することにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、消防組合の財産上の利益又は交渉・契約の当事者としての消防組合の地位を不当に害するおそれがあると考えられる。

(5) 本件対象公文書に係る開示決定は、公文書部分開示決定通知書（令和4年11月30日付け相中消組発第131号）を发出しCDファイルにて請求人に開示している。

その他、一件記録を精査しても、本件処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、理由がないから速やかに棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月 2日 諮問の受理
- ② 令和4年12月16日 諮問庁から弁明書を收受
- ③ 令和5年 1月18日 審査請求人から反論書を收受
- ④ 令和5年 3月22日 審議
- ⑤ 令和5年 4月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 争点について

本件開示請求文書について、審査請求人は、不開示部分のマスキング処理が電子的

処理で行われたのであれば、短時間で処理を行うことは可能であると主張するのに対し、処分庁は、文書の量が多く開示する内容の精査及びその処理に時間を要することから、本件処分を行ったとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件処分の適法性及び妥当性である。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

処分庁によると、本件対象公文書の文書量が多く開示する内容の精査及びその処理に時間に要するとのことであり、以下、本件対象公文書の見分結果を踏まえ、本件処分の適法性及び妥当性について、検討する。

(1) 条例第10条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。」と規定し、同第11条第1項は、「前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。」旨規定する。

ところが、条例第11条第2項は、「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、開示請求があった日から60日を限度として延長することができる。」旨規定している。

条例第11条第2項の規定の趣旨は、大量の行政文書の開示請求がされた場合において、実施機関がその全ての行政文書につき、開示請求があった日から15日以内に開示決定をしなければならないものとするれば、その事務処理の影響によって、当該実施機関が所掌する他の行政事務の遂行に著しい支障が生じ、行政事務全体の円滑な遂行を阻害することに鑑み、開示請求に関する事務の迅速な処理の必要性とほかの行政事務の円滑な必要性とを適切に調和させようとするところにあるものと解される。

そうすると、条例第11条第2項にいう「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」の判断は、第1次的には当該実施機関の合理的な裁量判断に属し、それが明らかに裁量判断を逸脱した期間の延長でない限り、当該実施機関の判断は尊重されるべきものと解される。

(2) 本件処分は、条例第11条第2項に基づき、「事務処理上の困難その他正当な理由」として、「文書の量が多く開示する内容の精査及びその処理に時間を要するため。」、開示決定等の期限として、「令和4年12月9日」としたものである。

なお、処分庁は、本件対象公文書を、令和4年11月30日付で、公文書部分開

示決定を行い、開示している。

- (3) 審査請求人は、不開示部分のマスキングは電子的処理を行うと説明を受け、マスキング（不開示）処理されたページが69%を占めており、このような方法であれば短時間で処理をすることは可能であると主張する。

まず、本件対象公文書を本審査会が見分したところ、ページ数は1,902ページに渡り、量が膨大で、個人情報の記載が多岐に渡り記載されているのであるから、他の行政事務の遂行に著しい支障が生じる恐れや処分庁の人員等の処理態勢に鑑みると、開示する内容の精査及びその処理に時間を要するとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

そして、処分庁が、本件対象公文書の開示をするにあたって、業務受託者の地位が害されるか否かの判断については、専門性を有し、技術的に独自に判断するのは困難であることから、業務受託者に対して意見を照会する必要性は多分に認められ、開示する内容の精査及び処理に時間を要するとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

また、処分庁は、いったん定めた延長期間よりも10日ばかり前に、公文書部分開示決定を行い、早期の開示を実施しているのであり、処分庁としても、可能な限りの対応をしていることがうかがわれ、この点からも、処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められないといえる。

- (4) そして、審査請求人は、1ページ全面が不開示とされているページが69%に及んでいることの一時をもって、全面開示及び部分開示並びに不開示の選別がされていないと主張しているが、不開示の割合の多寡が直ちに、本件処分にあたり、開示する内容を精査していないことにはならない。
- (5) さらに、審査請求人は、処分庁が令和4年12月16日付弁明書にて、「設計者の氏名は不開示としていない。」と弁明しているが、審査請求人が処分庁から開示を受けたCDデータによれば、設計者の氏名欄は全てに亘りマスキングされ不開示とされているのであるから、処分庁は容易にできる事実関係を確認せずに弁明書を作成しているのは明らかであって、この弁明書は全てに亘り信用性が認められないと主張する。

処分庁は、ページ数が1,902ページにも及ぶ文書について、限られた人員で対応しており、一般的に開示する内容の精査及びその処理に時間を要することは通常であるから、開示を受けたCDデータにおける設計者の氏名欄が弁明の内容と異

なり、全てに亘りマスキングされ不開示であったとしても、この弁明書が全てに亘り信用性が認められないことにならない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 まとめ

以上によれば、本件処分が、実施機関としての裁量判断を逸脱した明らかに合理性を欠くものとはいえず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る諮問庁の判断は、妥当である。

よって、審査会の結論記載のとおり答申する。

審査会会長 曾 崎 雄

委員 高 橋 良 成

委員 三 上 か ず 子